

○稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

平成29年9月29日

規則第30号

改正 令和2年4月30日規則第25号

令和3年3月30日規則第18号

令和4年3月29日規則第15号

令和4年12月27日規則第34号

令和5年5月25日規則第21号

稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成17年稲敷市規則第91号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成29年稲敷市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（安全基準）

第2条 条例第7条の規則で定める安全基準は、別表第1の左欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法で検出された値が、同表の中欄に掲げる基準値であることとする。

（事前協議）

第3条 条例第8条第1項に規定する事前協議は、次に掲げる書面を提出することにより行うものとする。

- (1) 土砂等による土地の埋立て等事業事前協議書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 事業区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し（地積、地目及び所有者を記入したもの）
- (4) 位置図（縮尺5,000分の1以上2,500分の1以下）
- (5) 事前説明会実施報告書（様式第3号）
- (6) 次条に規定する周辺関係者に係る土地周辺の公図の写し及びその位置を記した図面の写し（縮尺3,000分の1以上1,500分の1以下）
- (7) 土砂等発生・処理フローシート（様式第4号）
- (8) 土砂等の搬入経路図（縮尺5万分の1以上2,500分の1以下）

- (9) 現況平面図及び縦横断面図（縮尺500分の1以上50分の1以下）
 - (10) 計画平面図、縦横断面図及び土留図（縮尺500分の1以上50分の1以下）
 - (11) 現況排水平面図及び縦横断面図（縮尺500分の1以上50分の1以下）
 - (12) 計画排水平面図、縦横断面図及び構造図（縮尺500分の1以上50分の1以下）
 - (13) 放流先水路流域図（縮尺2,500分の1）及び断面図（縮尺250分の1以上100分の1以下）
 - (14) 道路及び水路境界確定図の写し
 - (15) 擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計画書
 - (16) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、事業が当該法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類の写し
 - (17) その他市長が必要と認める書面
- 2 市長は、前項に規定する書面の提出があったときは、当該書面を審査し、事業計画区域の調査等を行うものとする。
- 3 市長は、事前協議が整ったときは、土砂等による土地の埋立て等事業事前協議済書（様式第5号）により事業主等に通知するものとする。
- （周辺関係者）

第4条 条例第9条第1項の規則で定める事業区域の周辺関係者は、次に掲げる者とする。

- (1) 事業区域の境界線から300メートル以内の区域の居住者
 - (2) 事業区域の境界線から100メートル以内の土地所有者
 - (3) 事業区域がその区域に含まれる行政区又は自治会等の住民（事業区域が2つ以上の行政区又は自治会等に含まれる場合は、それぞれの行政区又は自治会等の住民）
 - (4) 事業区域までの搬入路（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に該当する道路（幅員が4メートル未満である道路をいう。））に隣接する居住者
- 2 条例第9条第2項の規則で定める事業区域の周辺関係者は、次に掲げる者とする。
- (1) 事業区域の境界線から300メートル以内の区域の居住者
 - (2) 事業区域の境界線から100メートル以内の土地所有者
 - (3) 事業区域がその区域に含まれる行政区又は自治会等の代表者（事業区域が2つ以上の行政区又は自治会等に含まれる場合は、それぞれの行政区又は自治会等の代表

者)

(事前説明)

第5条 条例第9条第1項の規定による周辺関係者に対する事前説明は、次の方法により行うものとする。

- (1) 事前説明会を開催すること。
- (2) 事業の概要等を記入した標識(様式第6号)を設置すること。

2 前項第1号の事前説明会を開催しようとする事業主等は、事前説明会の日時及び場所について、市長と協議しなければならない。

3 第1項第2号の標識の掲示期間は、条例第8条の規定による事業の事前協議を行おうとする日の30日前から前日までとし、その掲示箇所及び掲示枚数は、市長が別に定める。

(適用除外)

第6条 条例第11条第2項第2号に規定する公共的団体は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社、東日本高速道路株式会社、東日本電信電話株式会社、
地方共同法人日本下水道事業団及び自動車安全運転センター
- (2) 公益社団法人茨城県農林振興公社及び公益財団法人茨城県教育財団
- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合
- (4) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- (5) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立された地方住宅供給公社
- (6) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき設立された地方道路公社
- (7) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (8) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- (9) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人及び私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人(所轄庁の認可を受け、学校設置のための事業を行う者に限る。)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、国及び地方公共団体がその資本金、基本金その他

これらに準ずるものを出資している法人であって、土砂等を適正に処理することに関し、地方公共団体と同等以上の能力を有する者として市長が認めた者

2 条例第11条第2項第3号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定による認可を受けた採取計画に基づく事業
- (2) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定による認可を受けた採取計画に基づく事業
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定による認可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の規定による認可を受けた産業廃棄物処理施設において行う事業
- (4) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第7条第1項の規定による措置を講じたもの及び同法第16条第1項の届出をしたもの並びに同法第22条第1項の規定による認可を受けたものが行う事業
- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に規定する許可を受けて行う開発行為のうち、市街化区域内及び都市計画法第12条の4第1項で定める地区計画区域内で行う事業
- (6) 茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成14年茨城県条例第26号）第6条第1項第8号に規定する開発行為に伴う事業
- (7) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第16条の規定による認定を受けた事業

3 条例第11条第2項第5号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う事業
- (2) 運動場、駐車場その他の施設等の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う事業
- (3) 太陽光発電等の施設の建設又は改修工事であって、碎石又は再生碎石を敷設する事業。この場合において、事業に使用する再生碎石は、茨城県土木部の指定する工場から直接搬入したものに限る。
- (4) 駐車場、建築基礎、私道路又は資材置場の新規造成であって、碎石又は再生碎石を敷設する事業。この場合において、事業に使用する再生碎石は、茨城県土木部の指定する工場から直接搬入したものであって、表層に敷設しないものとする。
- (5) 施設等の建築又は改修工事であって、事業地に接する道路が狭く大型車両等によ

る土砂の搬入ができない場合において積み替えるために一時的に堆積させる事業。この場合において、堆積させる土地については、他の土砂等が混入することがないように管理しなければならない。

(6) 施設等の建設又は改修工事に伴い事業地より発生した土砂を一時的に堆積させる事業。この場合において、堆積土砂については、別表第1で定める基準に適合するものであって、事業を開始する前に土砂の撤去等に係る計画が策定され、前号後段の規定による管理をしなければならない。

(7) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所を設置（増築等を含む。）する目的で同法第35条第4項の認可を得た者又は得ると見込まれる者が行う事業

(8) 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）第6条の規定により改正される児童福祉法（以下「改正児童福祉法」という。）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行うための施設を設置（増築等を含む。）する目的で改正児童福祉法第34条の15第2項の認可を得ると見込まれる者が行う事業

(9) 事業区域の面積が1,000平方メートル未満の農地改良であって、農作物を耕作するために耕作地で不足した土砂を補うための客土を行う事業で、かつ、現況の周辺地盤面より高くない事業

(10) 事業区域の面積が1,000平方メートル未満の農地改良であって、水田の機能回復保全を目的に川砂等による地盤改良を行う事業

(11) 事業区域の面積が1,000平方メートル未満の宅地分譲（市街化区域内において行うものに限る。）を目的に行う事業であって、その高さが前面道路から50センチメートル未満の事業

4 前項第2号から第4号までに掲げる事業を行う場合は、事業開始前に事業区域からおおむね10メートル以内の土地所有者及び居住者へ事業内容を説明し、同意を得なければならない。

5 第3項第5号、第6号及び第9号から第11号までに掲げる事業を行う場合は、事業開始前に事業区域からおおむね10メートル以内の土地所有者及び居住者へ事業内容を説明しなければならない。

（事業の許可申請）

第7条 条例第12条第1項の規則で定める申請書は、土砂等による土地の埋立て等事業許可申請書（様式第7号）とする。

2 条例第12条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第1項第1号から第4号まで及び第6号から第17号までに掲げる書面
- (2) 事業主等及び施工管理者の住民票の写し
- (3) 施工管理者の経歴書及び第10条に規定する要件を証する書類
- (4) 土地所有者と事業主等の事業に関する契約書（土地所有者が自ら施行する場合を除く。）
- (5) 事業主等の印鑑登録証明書（事業主等が法人の場合には、当該法人に係る印鑑登録証明書）
- (6) 第4条第2項に規定する周辺関係者の同意書（様式第8号）
- (7) 条例第9条第2項に規定する土地所有者の土地使用同意書（様式第9号）
- (8) 事業に使用される土砂等の量の計算書
- (9) 地質分析結果証明書（様式第10号。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。以下同じ。）。ただし、土砂等が採取土砂に該当する場合はその採取場が採石法第33条又は砂利採取法第16条による認可を受けていることを証する書類及び採取土砂を譲り受けたことを証する書類に、茨城県土木部の指定する工場から搬出される再生砕石である場合は茨城県土木部の指定する工場であることを証する書類、骨材試験結果を証する書類及び再生砕石を譲り受けたことを証する書類に代えることができる。
- (10) 水利権者の同意書（当該事業に係る同意がある場合に限る。）
- (11) 工程表
- (12) 誓約書（様式第11号）
- (13) 稲敷市暴力団排除条例（平成23年稲敷市条例第11号）に関する誓約書（様式第12号）
- (14) 農地の転用にあつては、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは同法第5条第1項の規定による許可申請書の写し又は同法第4条第1項第7号若しくは同法第5条第1項第6号の規定による届出書の写し
- (15) 茨城県農地部長通知（平成3年4月1日付け農管第600号）に基づく農地改良協議にあつては、協議書の写し

(16) その他市長が必要と認める書面

(事業の許可等の決定)

第8条 市長は、前条に規定する許可の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、許可又は不許可の決定をして、土砂等による土地の埋立て等事業（許可・不許可）決定通知書（様式第13号）により当該許可の申請をした者に通知するものとする。

(許可の基準)

第9条 条例第13条第1項第2号の規則で定める基準は、別表第2に定めるとおりとする。

2 条例第13条第1項第3号の規則で定める構造上の基準は、別表第3に定めるとおりとする。

3 条例第13条第1項第6号キの規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないこと。

(2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないこと。

(3) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は、その法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その役員を含む。）が、条例第13条第1項第6号アからカまで又は前2号のいずれかに該当すること。

4 条例第13条第1項第7号の規則で定める基準は、茨城県農地部長通知（平成3年4月1日付け農管第600号）及び茨城県農地管理課長通知（平成3年4月1日付け農管第601号）に基づく基準とする。

(施工管理者の要件)

第10条 条例第14条第1項に規定する施工管理者は、次の各号のいずれかに該当する者又はそれと同等の能力を有するものとする。ただし、市長が事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止上、支障がないと認めた場合はこの限りではない。

(1) 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士の国家資格を有する者であること。

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学において、土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年以上土地の造成に関わる実務に従事した経験を有する者

(3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学

校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上土地の造成に関わる実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上土地の造成に関わる実務に従事した経験を有する者

(5) 前各号のいずれかに該当する者の指導監督のもとに10年以上土地の造成に関わる実務に従事した経験を有する者

(事業の開始届)

第11条 条例第15条の規則で定める書面は、土砂等による土地の埋立て等事業開始届(様式第14号)とする。

(変更の許可申請)

第12条 条例第16条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 許可を受けた者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

(2) 事業に使用される土砂等の量又は採取場所

(3) 事業に使用される土砂等の搬入計画

2 条例第16条第1項に規定する事業内容の変更は、土砂等による土地の埋立て等事業内容変更許可申請書(様式第15号)を提出して行うものとする。

(変更の許可等の決定)

第13条 市長は、前条第2項に規定する変更の許可の申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、許可又は不許可の決定をして、土砂等による土地の埋立て等事業内容変更(許可・不許可)決定通知書(様式第16号)により当該変更の許可の申請をした者に通知するものとする。

(土砂等の搬入の届出)

第14条 条例第17条第1項の規則で定める書面は、次に掲げるものとする。

(1) 土砂等搬入届(様式第17号)

(2) 土砂等発生元証明書(様式第18号)

(3) 検査試料採取調書(様式第19号)及び地質分析結果証明書

2 前項第3号に規定する地質分析結果証明書を作成する場合には、別表第1の左欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により行わなければならない。

3 条例第17条第2項第2号の採取土砂であることを証するために必要な書面で規則で

定めるものは、採取土砂に係る売渡証明書その他の採取土砂を譲り受けたことを証する書面とする。

(土砂等の量の報告)

第15条 条例第18条の規定による土砂等の量の報告は、事業を開始した日から1月ごとに当該1月を経過した日から1週間以内（事業を廃止し、中止し、又は完了した場合は、条例第21条第2項又は条例第22条第1項の規定による届出のとき。）に土砂等による土地の埋立て等事業状況報告書（様式第20号。以下「状況報告書」という。）により行うものとする。

(搬入する土砂等の地質検査)

第16条 条例第19条第1項の規定による地質検査は、別表第1の左欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により行うとともに、その試料については、次に掲げる方法により作成しなければならない。

(1) 試料とする土砂等の採取は、市職員及び事業主等が契約した分析機関の環境計量士の立会いのもと、4地点（それぞれの地点は、事業に供する区域の中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートル以上の地点で、市職員の指示した地点とする。）の土壌について行うこと。

(2) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とするともに、採取後に混合して1つの試料とすること。

2 前項の地質検査に要する費用は、事業主等の負担とする。

3 条例第19条第2項第2号の規則で定める場合は、土砂等搬入届に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態で一時的に土砂等が堆積されている場合とする。

(地質検査の報告)

第17条 条例第19条第1項の規定による地質検査の報告は、事業を開始した日から1月ごとに当該1月を経過した日から1週間以内（条例第21条第2項の規定による廃止の届出又は条例第22条第1項の規定による完了の届出を行った場合にあっては、市長が別に指定する日まで）に、土砂等による土地の埋立て等事業地質検査報告書（様式第21号。以下「地質検査報告書」という。）に次に掲げる書面を添付して行うものとする。ただし、採取土砂を用いて事業を行った場合は、事業の廃止及び完了の際を除き、地質検査を省略できるものとする。

(1) 地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真

(2) 地質検査の試料に係る検査試料採取調書及び地質分析結果証明書

(標識)

第18条 条例第20条に規定する標識は、土地の埋立て等事業実施表示板（様式第22号）及び危険防止表示板（様式第23号）とする。

2 前項の標識は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりに設置するものとする。

(1) 土地の埋立て等事業実施表示板 事業場の出入口付近に、地表から下端1.0メートル以上2.5メートル以下の高さの範囲以内、かつ、住民が十分に認識できるように設置するものとする。

(2) 危険防止表示板 事業区域の周囲に30メートル間隔で、地表から下端1.0メートル以上2.5メートル以下の高さの範囲以内、かつ、住民が十分に認識できるように設置するものとする。

(事業廃止等の届出)

第19条 条例第21条第2項に規定する届出は、土砂等による土地の埋立て等事業廃止（中止）届（様式第24号）により行うものとする。

(事業完了の届出)

第20条 条例第22条第1項に規定する届出は、土砂等による土地の埋立て等事業完了届（様式第25号）により行うものとする。

2 条例第22条第2項に規定する通知は、土砂等による土地の埋立て等事業完了確認通知書（様式第26号）とする。

(承継の届出)

第21条 条例第23条第2項の規則で定める書面は、土砂等による土地の埋立て等事業承継届（様式第27号）とする。

(措置命令等)

第22条 条例第25条第1項の規定による停止命令は、土砂等による土地の埋立て等事業停止命令書（様式第28号）により、条例第25条第2項の規定による事業の中止及び土砂等の撤去命令は、土砂等による土地の埋立て等事業に係る措置命令書（様式第29号）により行うものとする。

2 条例第25条第1項及び第2項の規定による災害の発生の防止に必要な措置を命ずるときは、土砂等による土地の埋立て等事業改善措置命令書（様式第30号。以下「改善措置命令書」という。）により行うものとする。

(許可の取消し等)

第23条 条例第26条第1項の規定による許可の取消しは、土砂等による土地の埋立て等事業許可取消通知書（様式第31号）により行うものとする。

2 条例第26条第2項の規定による取消しに係る事業に使用された土砂等の災害の防止に必要な措置を命ずるときは、改善措置命令書により行うものとする。

（公表の方法）

第24条 条例第28条の規定による違反等に係る事実の公表は、市広報誌への掲載、稲敷市公告式条例（平成17年稲敷市条例第4号）第2条第2項に定める掲示場への掲示その他の方法により行うものとする。

（事業内容等の報告）

第25条 条例第29条の規定による事業の施行状況その他必要な事項の報告は、土砂等による土地の埋立て等事業内容等報告書（様式第32号。以下「内容等報告書」という。）により行うものとする。

（身分を示す証明書）

第26条 条例第30条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第33号）によるものとする。

（土地所有者による施行状況の把握）

第27条 条例第32条第1項の規定による土地所有者の事業の施行状況の把握は次の各号のいずれにも該当することを、毎月1回以上、自ら確認することにより行わなければならない。ただし、自ら確認することが困難であるときは、他の者（事業主等を除く。）に確認させることができる。

(1) 当該同意に係る事業の施行状況が同意に当たり確認した事業内容に違反していないこと。

(2) 当該事業区域以外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害が発生していないこと。

(3) 当該事業区域の内外において土壌の汚染が発生していないこと。

(4) 前3号に掲げることが生じるおそれがないこと。

（土地所有者に対する改善勧告）

第28条 条例第33条第1項及び第2項の規定による勧告は、土砂等による土地の埋立て等事業改善勧告書（様式第34号）により行うものとする。

（書面の提出）

第29条 条例に基づく申請、届出及び報告に係る書面の提出部数は、正本1部、及び副

本1部とする。ただし、事業区域が農地である場合にあっては、副本は2部とする。

(補則)

第30条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の規定による許可を受けた当該事業、事前協議が完了又は事前協議の受付が完了している当該事業を行っている事業主等は、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和2年規則第25号)

この規則は、令和2年5月1日より施行する。

附 則 (令和3年規則第18号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年規則第15号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年規則第21号)

この規則は、令和5年5月26日から施行する。

別表第1 (第2条、第6条、第14条、第16条関係)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下、かつ、農用地(田に限る。)である場合にあっては、米1キログラムにつき0.4ミリグラム以下	基準値のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本産業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法とし、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令(昭和46年農林省令第47号)に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこ	規格38に定める方法(規格38.1.1及び38の備

	と。	考11に定める方法を除く。)又は水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。)付表1に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。)」付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格65.2(規格65.2.7を除く。)に定める方法(規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本産業規格K0170—7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、埋立て等区域の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあつては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法

銅	埋立て等区域の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に定める方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環境庁告示第10号）付表に掲げる方法
1、2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1、1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1、2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1、1、1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1、1、2—トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1、3—ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法

チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格34.1（規格34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34.1.1c）（注（2）第3文及び規格34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1、4—ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

水素イオン濃度 指数	4以上9未満	地盤工学会基準JGS0211—200*「土懸濁液 のpH試験方法」
備考		
<p>1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）別表の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p> <p>4 1、2—ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p> <p>5 カドミウムに係る基準値のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中の濃度が地下水1リットルにつき0.003ミリグラムを超えていない場合は、検液1リットルにつき0.009ミリグラムとする。</p>		

別表第2（第9条関係）

項目	基準
周辺対策	<p>1 事業の施行に当たっては、粉じん、騒音、振動及び土砂等の流出等の防止対策を講じ、周辺の自然環境及び生活環境を損なわないようにすること。</p> <p>2 粉じんについては、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の一般粉じん発生施設の管理に関する基準を遵守すること。</p> <p>3 騒音に係る規制基準については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び茨城県生活環境の保全等に関する条例（平成17年茨城県条例第9号）に規定する特定建設作業に準ずること。</p> <p>4 振動に係る規制基準については、振動規制法（昭和51年法律第64号）に規定する特定建設作業に準ずること。</p> <p>5 第6条第3項第5号及び第6号に規定する事業においては事業概要等（事業主、施行主、堆積期間、土量その他必要な事項）を記入した標識を設置すること。</p>
事業期間	1 事業期間は、原則として3月以内とすること。

	2 事業期間が3月以上となることが予測される時は、市と事前に協議をすること。
作業時間	1 作業時間は、午前9時から午後5時までとすること。 2 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月28日から1月4日までは、作業を行わないこと。
交通安全対策	1 土砂等の搬入経路は、当該搬入経路に係る周辺地域の住民及び道路管理者とあらかじめ協議をすること。 2 土砂等の搬入経路が通学路である場合は、登下校時間帯の通行禁止等危険防止のために必要な措置を講じること。
安全対策	1 事業区域の周辺には、必要に応じてみだりに人が立ち入るのを防止することができるような柵を設けること。 2 出入口は原則として1か所とし、不法投棄がなされないような構造とすること。
事故対策	1 市民の生命及び財産に対する危害並びに迷惑を防止するため、必要な措置を講じること。 2 地上及び地下の工作物、水域、樹木、井戸水等に損害を与え、又はその機能を阻害することのないように、必要に応じて事前に調査を行うなど、適切な防護の措置を講じるとともに、当該事業の施行に伴う苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たること。 3 作業時間中は、事業を施工するために必要な能力を持った施工管理者を常駐させ、事故及び災害の防止に努めること。 4 事業の施行中、事業の施行に影響を及ぼす事故、人身に損害を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、応急処置等必要な措置を講じるとともに、事故発生の原因及び経過並びに事故による被害の内容等について遅滞なく村長に報告すること。
その他	この表に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

別表第3（第9条関係）

項目	構造上の基準
埋立て及び盛土	1 前面道路との段差は、0.5メートル以内とし、必要に応じて土圧に耐える土留めをすること。ただし、土地利用上やむを得ない理由がある場合又は安全性が確認された場合は、この限りでない。

	2 転地替又は客土のための掘削は、地表から1.0メートル以内とすること。
堆積	<p>1 底面積は、一山につき300平方メートル以内とすること。</p> <p>2 高さは、2.5メートル以内とすること。</p> <p>3 一山につきその周囲2.0メートルを空き地として、安全帯を設けること。</p>
一時堆積	<p>1 一時堆積区域の隣接地と当該一時堆積区域との間に、2メートル以上の幅の保安地帯が設置されていること。</p> <p>2 土砂等の堆積の高さ（のり面の最下部と最上部の高低差をいう。）が2.5メートル以下であること。</p>
のり面	<p>1 事業ののり面（擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁部分を除く。）の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上とすること。</p> <p>2 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。</p>
排水施設	<p>1 排水施設は、その排水すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものであること。</p> <p>2 湧水が存する土地、沢上の地形の土地その他事業区域以外の雨水等が集中しやすい地形の土地において事業を行うときは、湧水又は浸透水を有効かつ適切に排除できるように、暗きょ排水施設の設置その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>3 排水施設の構造は、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までの規定に適合していること。</p> <p>4 放流先の排水処理能力に応じて必要があるときは、事業区域内において一時雨水を貯留する調整池その他の施設を設置すること。</p> <p>5 事業を行っている間、必要に応じて沈砂池その他事業に用いた土砂等の事業区域以外の区域への流出を防止する施設を設置すること。</p>
擁壁工	<p>1 擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条から第12条までの規定に適合すること。</p> <p>2 擁壁を設置するときは、安定計算を行い、擁壁を設置する地盤の安全が確かめられていること。</p>
その他	1 事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、当該地盤に滑りが生

じないよう、くい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。

- 2 著しく傾斜をしている土地において、事業を施工する場合にあっては、事業を施工する前の地盤と事業に用いる土砂等との接する面がすべり面とならないよう、当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 3 事業の完了後の地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないように、原則として直高30センチメートルごとに十分な敷きならし、締固めその他の措置が講じられていること。ただし、この基準と同等の基準により土えん堤を設置する場合は、この限りでない。
- 4 事業区域は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散流出防止のための措置が講じられていること。
- 5 その他の基準は、都市計画法第33条第2項に規定する開発行為の技術基準に準ずること。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

土地の埋立て等事業事前協議書

稲敷市長 様

事業主住所
氏名 印
電話番号

〔法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
事業施行者住所
氏名 印
電話番号
〔法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第8条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり提出します。

- 1 事業の種類 (埋立て・盛土・たい積・一時堆積)
- 2 事業区域

土地の表示			地目		面積 (m ²)	所有者住所氏名
大字	字	地番	台帳	現況		
合計					筆	m ²

3 事業計画書

土地の埋立て等の目的	
土砂等の発生現場及び工事名	
工期	自 年 月 日 至 年 月 日
1日の搬入台数及び土量	トン車 台 m ³ 総土量 m ³
整地用機械の種類及び台数	
施工管理者	氏名 連絡先

※ 添付書類

稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第3条に規定する書面を添付すること。

様式第2号(第3条関係)

事業計画書

事業区域の所在地	
事業区域の面積	
事業の目的	
工事期間	
土砂等の発生場所	
事業名	
残土の種類	
全体の搬入量	m ³
1日の最大搬入量	m ³
1日の車両台数	台
使用機械の種類 及び台数	
跡地利用	
工事の概要	
防災対策	
生活環境の 保全対策	
事前説明会 開催日	年 月 日
事前説明会 開催場所	
事前説明会 開催回数	回

備考 工事予定地現況及び稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第5条第1項第2号に規定する標識(様式第6号)の写真を添付すること。

様式第3号(第3条関係)

事前説明会実施報告書

年 月 日

稲敷市長 様

報告者 住 所
氏 名 印
電話番号

〔 法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

土砂等による土地の埋立て等事業について、事業計画の周辺関係者に対し説明会を行いましたので、その内容について、次のとおり報告します。

事業の名称	
事業の目的	
事業に供する区域の位置	所在地 稲敷市
事業に供する区域の面積	m ²
説明会等の日時	
説明会の場所	
説明をした者及び説明を受けた者	別紙出席者のとおり
説明会の議事録	別紙のとおり

様式第4号(第3条関係)

土砂等発生・処理フローシート

土砂等発生現場

工 事 名	
工事場所	
土砂等発生の工法	
工事発注者	
住 所	
代表者名	
電話番号	



元請け

住 所	
法人名	
代表者名	
電話番号	



下請け

住 所	
法 人 名	
代表者名	
電話番号	



搬入先(事業施工者)

住 所	
法 人 名	
代表者名	
電話番号(昼間)	
(夜間)	

孫請け(1)

住 所	
法 人 名	
代表者名	
電話番号	



孫請け(2)

住 所	
法 人 名	
代表者名	
電話番号	



(注) 1 下請け、孫請け等がある場合は、すべて記入してください。また、すべての契約書の写しを添付してください。

2 電話番号等は、確認の意味で問い合わせをすることがありますので、正確に記入してください。

3 土砂等発生現場付近の地図を添付してください。

様式第5号(第3条関係)

土砂等による土地の埋立て等事業事前協議済書

第 号
年 月 日

様

稲敷市長 印

年 月 日付で、事前協議の申出のあった事業（埋立て・盛土・堆積・一時堆積）
については、事前協議が整ったので、通知いたします。

なお、許可申請に当たっては、事前協議指導事項を遵守してください。

様式第7号(第7条関係)

(表)

土砂等により土地の埋立て等事業許可申請書

年 月 日

稲敷市長 様

申請者住所

氏名

実印

電話番号

(法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり事業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業に供する区域 の位置及び面積	所在地 稲敷市	公簿面積	m ²
	詳細は別紙1のとおり	実測面積	m ²
事業の期間(原則として3箇月以内とする。)	年 月 日～ 年 月 日		
事業に使用される土砂の量	m ³		
事業が完了した場合の事業に供する区域の構造	別添図面のとおり		
事業に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画に関する事項	別紙2のとおり		
施工管理者の氏名及び職名	氏名	職名	
事業区域及びその周辺地域の道路、河川、水路その他の構造及び機能に支障を及ぼさないための措置	別紙施行図面のとおり		
事業区域及びその周辺地域における粉じん、騒音、振動、水質汚濁、土壌汚染その他公害を防止するための措置	別紙施行図面のとおり		
事業区域及びその周辺地域におけるいっ水防止、土砂等の流出防止その他生活環境を保全するための措置	別紙施行図面のとおり		

(裏)

添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none">(1) 稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第3条第1項第1号から第4号まで及び第6号から第17号までに掲げる書面(2) 事業主等及び施工管理者の住民票の写し(3) 施工管理者の経歴書及び稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第10条に規定する要件を証する書面(4) 土地所有者と事業主等の事業に関する誓約書（土地所有者が自ら施行する場合を除く。）(5) 事業主等の印鑑登録証明書(事業主等が法人の場合には、当該法人に係る印鑑登録証明書)(6) 稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第4条第2項に規定する周辺関係者の同意書（様式第8号）(7) 条例第9条第2項に規定する土地所有者の同意書（様式第9号）(8) 事業に使用される土砂等の量の計算書(9) 地質分析結果証明書（様式第10号）(10) 水利権者の同意書（当該事業に係る同意がある場合に限る。）(11) 工程表(12) 誓約書（様式第11号）(13) 稲敷市暴力団排除条例（平成23年稲敷市条例第11号）に関する誓約書（様式第12号）(14) 農地の転用にあつては、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは同法第5条第1項第6号による届出書の写し(15) 茨城県農地部長通知（平成3年4月1日付け農管第600号）に基づく農地改良協議にあつては、協議書の写し(16) その他市長が必要と認める書面
	<p>※ 上記各号の書類等以外に、農業委員会が、茨城県農地部長通知（平成3年4月1日付け第600号）に基づく農地改良届出又は農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項第7号若しくは第5条第1項第6号の規定による農地転用届出として受理した事業にあつては、当該農地改良届出に係る届出書の写し又は当該農地転用届出に係る届出書の写しを添付するものとする。</p>

別紙

土砂等による土地の埋立て等事業区域の位置及び面積等の詳細

	所在・地番	所有者	住所		地目		面積	都市計画法の区分・用途名	その他法令等の指定の有無	備考
			氏名		台帳	現況				
1										
2										
3										
4										
合計面積						m ² (実測)			m ²	

別紙2

土砂等による土地の埋立て等事業に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画に関する事項

	採取場所・排出事業者名	搬入計画等					
		予定量	最大日数	搬入期間	搬入時間	搬入土砂の種類	車両台数等
1		m ³	m ³	～	～		台/数
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							

注 搬入土砂の種類欄には、建設業に関する事業を行う者の再生資源の利用に関する制限の基準となるべき事項を定める省令別表第1の区分を記載すること。

様式第8号(第7条関係)

年 月 日

同 意 書

事業主等 様

周辺関係者

住 所

氏 名

印

電話番号

〔 法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

私は、
同意をいたします。

が土砂等による土地の埋立て等事業を施行することに

様式第9号(第7条関係)

土地使用同意書

申請予定者 住所
氏名 様

(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

申請予定者が次の内容で事業を行うことについて、同意します。

- 1 事業区域の位置 稲敷市
- 2 土地使用の同意期間 年 月 日～ 年 月 日まで
- 3 同意する土地の一覧

土地の表示		地目	面積 (公簿)	備考
大字名	地番			
			m ²	
			m ²	
			m ²	

注1 土地使用の同意期間が一筆ごとに異なる場合は、備考欄に同意期間をそれぞれ記載すること。

- 2 土地の所有者、占有者及び管理者の印鑑登録証明書を添付すること。

また、同意の前提として、下記の事項について、申請予定者から 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 事業の計画

1	事業主及び事業施行者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)	7	事業に用いる土砂等の発生場所
		8	事業に用いる土砂等の数量及び土地の埋立て等の高さ
		9	事業の施行に関する計画
2	事業の目的	10	事業区域の周辺地域の土壌の汚染及び災害の発生防止に関する計画
3	事業区域の位置	11	土砂等の搬入出経路
4	事業区域の面積		
5	事業を行う期間	12	土地所有者に関する事項 (別紙のとおり)
6	事業に用いる土砂等を発生させる者		

- 2 条例第32条による土地の所有者の義務

- 3 条例第33条による土地所有者に対する勧告

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地の 所有者 占有者 管理者

住 所
氏 名

実印

様式第10号(第7条、第14条、第17条関係)

地質分析結果証明書				
様			年 月 日	
			分析機関名	㊥
			代表者	㊥
			所在地	
			電話番号	
			環境計量士	㊥
年 月 日に依頼のあった検体について、土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果等を次のとおり証明します。				
(検体番号)				
項目	単位	測定値	基準値	測定方法
カドミウム	mg/l		0.003	日本産業規格 K0102 55.2、55.3、55.4
全シアン	mg/l		不検出	日本産業規格 K0102 38(38.1.1及び38の備考11の方法を除く。)、昭和46環告第59号付表1
有機燐	mg/l		不検出	昭和49環告第64号付表1、日本産業規格 K0102 31.1のガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49環告第64号付表2)
鉛	mg/l		0.01	日本産業規格 K0102 54
六価クロム	mg/l		0.05	日本産業規格 K0102 65.2(65.2.7を除く。)(65.2.6に定める方法により塩分濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行う。)
砒素	mg/l		0.01	日本産業規格 K0102 61
総水銀	mg/l		0.0005	昭和46環告第59号付表2
アルキル水銀	mg/l		不検出	昭和46環告第59号付表3、昭和49環告第64号付表3
PCB	mg/l		不検出	昭和46環告第59号付表4
ジクロロメタン	mg/l		0.02	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
四塩化炭素	mg/l		0.002	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/l		0.002	平成9環告第10号付表
1,2-ジクロロエタン	mg/l		0.004	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/l		0.1	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
1,2-ジクロロエチレン	mg/l		0.04	シス体にあつては日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2、トランス体にあつては日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		1	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		0.006	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
トリクロロエチレン	mg/l		0.01	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
テトラクロロエチレン	mg/l		0.01	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
1,3-ジクロロプロペン	mg/l		0.002	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1
チウラム	mg/l		0.006	昭和46環告第59号付表5
シマジン	mg/l		0.003	昭和46環告第59号付表6第1、第2
チオベンカルブ	mg/l		0.02	昭和46環告第59号付表6第1、第2
ベンゼン	mg/l		0.01	日本産業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
セレン	mg/l		0.01	日本産業規格 K0102 67.2、67.3、67.4
ふっ素	mg/l		0.8	日本産業規格 K0102 34.1(34の備考1を除く。)、34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1、000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)、34.1.1c)(注 ²)第3文、34の備考1を除く。)及び昭和46環告第59号付表7
ほう素	mg/l		1	日本産業規格 K0102 47.1、47.3、47.4
1,4-ジオキサン	mg/l		0.05	昭和46環告第59号付表8

農用地 (田に限る。)	カドミウム	mg/l		0.01	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令(昭和46年農林省令第47号)第2条及び第3条		含 試 有 験
	砒素	mg/kg		15	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条		
	銅	mg/kg		125	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条		
水素イオン濃度指数	—		4以上9 未満	地盤工学会基準 JGS 0211-200* 「土懸濁液のpH試験方法」			
検体の性状	形状		色		におい		
備考							

- 備考 1 「昭和46環告第59号」とは、水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)をいう。
- 2 「昭和49環告第64号」とは、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)をいう。
- 3 「平成9環告第10号」とは、地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年環境庁告示第10号)をいう。

様式第 11 号(第 7 条関係)

年 月 日

誓 約 書

稲敷市長 様

住 所

氏 名

実印

電話番号

〔 法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

私は、土砂等による土地の埋立て等事業を施行するに当たり、稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を遵守することを誓い、条例に違反した場合は、市長の指示に服することを誓約いたします。

注 印鑑登録がなされている印を押印すること。また、事業主等が法人で場合には、当該法人の登記事項証明書を添付すること。

様式第 12 号(第 7 条関係)

稲敷市暴力団排除条例に関する誓約書

年 月 日

稲敷市長 様

事業主住所
氏名 実印
電話番号
〔法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

事業施行者住所
氏名 実印
電話番号
〔法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

私は、稲敷市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に掲げる暴力団員等に該当しないことを誓約します。
事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して市が行う一切の措置について意義の申立てを行いません。また市が必要と認める場合に行う茨城県警本部へ照会することについて承諾します。

役員名簿（法人の場合）

氏名(漢字)	氏名(ふりがな)	役職名	生年月日	性別

備考 役員名簿の欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し、役員名簿を添付すること。

土砂等による土地の埋立て等事業(許可・不許可)決定通知書

住所
氏名 様

稲敷市長 印

年 月 日付けで事業許可申請のあった事業について、(許可・不許可)の決定をしたので、稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第 8 条の規定により、次のとおり通知します。

1 事業の種類	<input type="checkbox"/> 埋立て <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> 堆積 <input type="checkbox"/> 一時堆積
2 事業区域の位置	
3 事業区域の規模	
4 許可条件	
5 不許可の理由	

備考

(不服申立てに係る教示)

- この処分不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、稲敷市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求することができなくなります。
(処分の取消しの訴えに係る教示)
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内。以下同じ。)に、稲敷市を被告として(訴訟において稲敷市を代表する者は、稲敷市長となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 14 号(第 11 条関係)

土砂等による土地の埋立て等事業等開始届

年 月 日

稲敷市長 様

届 出 者 住 所
氏 名
電話番号

実印

(法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

土砂等による土地の埋立て等事業を開始したいので、次のとおり届け出ます。

事 業 の 許 可	年 月 日 第 号
事 業 の 種 類	
開始する事業に供する 区 域 の 位 置	所在地 稲敷市
開始する事業に供する 区 域 の 面 積	m ²
開始する事業に使用する 土 砂 等 の 量	m ³
開始する事業の期間等	開始期間 年 月 日～ 年 月 日 完了期日 年 月 日
開始する事業に供する 区 域 の 構 造	別添図面のとおり

様式第 15 号(第 12 条関係)

土砂等による土地の埋立て事業内容等変更許可申請書

年 月 日

稲敷市長 様

事業主住所

氏名

実印

電話番号

〔法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付けで事業許可のあつた事業について、事業内容に変更が生じたので、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請いたします。

事業の種類		
	変更前	変更後
変更したい事項の内容		
変更の理由		

注 一時堆積に使用される土砂等の搬入及び搬出計画に関する変更事項については、別紙を添付すること。

別紙

一時堆積に使用される土砂等の購入量及び搬出計画に関する事項

	採取場所・排出事業者名	搬入・搬出計画等						
		搬入予定量	搬入期間	搬出予定量	搬出期間	搬入・搬出時間	搬入土砂等の種類	車両台数等
1		m ³	～	m ³	～	～		台/日
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								

注 搬入土砂等の種類の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1の区分を記載すること。

土砂等による土地の埋立て等事業内容変更
(許可・不許可) 決定 通知書

住 所
氏 名 様

稲敷市長 印

年 月 日付で変更許可の申請があった事業について、(許可・不許可)の決定をしたので、稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第13条の規定により通知します。

1 事業の種類	<input type="checkbox"/> 埋立て <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> 堆積 <input type="checkbox"/> 一時堆積
2 事業区域の位置	稲敷市
3 事業区域の規模	m ²
4 許可条件	
5 不許可の理由	

備考

(不服申立てに係る教示)

- この処分に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、稲敷市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求することができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内。以下同じ。)に、稲敷市を被告として(訴訟において稲敷市を代表する者は、稲敷市長となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第17号(第14条関係)

土 砂 等 搬 入 届

年 月 日

稲敷市長 様

届 出 者 住 所

氏 名

電話番号

実印

〔法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

土砂等による土地の埋立て等事業を開始したいので、次のとおり届け出ます。

事 業 の 種 類	
土 砂 等 の 採 取 場 所	
地質検査の資料を採取し 多地点を明らかにした土 砂等の採取場所の平面図 及び土砂等の採取場所の 現 場 写 真	別紙のとおり
土 砂 等 の 採 取 場 所 の 工 事 名 等	
土 砂 等 の 搬 入 予 定 量	うち今回の搬入量 m^3 m^3
土 砂 等 の 搬 入 期 間	年 月 日～ 年 月 日
土 砂 の 運 搬 事 業 者 名	

様式第 18 号 (第 14 条関係)

土 砂 等 発 生 元 証 明 書

年 月 日

様

発生元事業者

住 所

事業者名

代表者又は現場責任者

㊟

電話番号

次の工事現場から発生する土砂について、次のとおり処分することといたしました。

なお、これらの土砂は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 1 項に規定する廃棄物ではありません。

工 事 名	
工 事 施 工 場 所	
発 注 者	
工 事 施 工 期 間	年 月 日～ 年 月 日
当該工事に係る土砂発生量	m ³ (うち処分契約量 m ³)
今回の証明に係る土砂の量	m ³
発生土砂の地質分析結果 証 明 書 の 有 無	
発 生 土 砂 の 区 分	
発生土砂運搬契約者名	住所 氏名
発生土砂最終処分事業者名	住所 氏名

備考 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第 1 に掲げる区分を記載すること。

様式第 19 号(第 14 条関係)

検 査 試 料 採 取 調 書

年 月 日

採取者
住 所
所 属
職氏名
連絡先電話番号

地質分析結果証明書（様式第10号）の検査試料を次のとおり採取しました。

検 体 区 分	
報 告 区 分	地質（搬入・定期・中止・廃止・完了）
採 取 年 月 日	
採 取 日 の 天 候	
地 質 分 析 の 場 合 の 採 取 深 度	

注 検体区分の欄には、この調書に係る地質分析結果証明書に記載された番号等を記載すること。

様式第 20 号(第 15 条関係)

土砂等による土地の埋立て等事業状況報告書

年 月 日

稲敷市長 様

届出者 住所
氏名
電話番号

印

(法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

土砂等による土地の埋立て等事業の状況について、次のとおり報告します。

事業の許可	年 月 日 第 号				
事業の種類					
事業に供する 区域の位置	所在地 稲敷市				
事業に供する 区域の面積	m ² (うち実施済面積 m ²)				
事業に使用される 土砂等の量	m ³ (うち実施済量 m ³)				
今回の報告に係る期間	年 月 日～ 年 月 日				
採取場所・工事名等	搬入予定量 m ³	前回累計量 m ³	今回報告量 m ³	累計量 m ³	備考
合 計					

様式第 21 号(第 17 条関係)

土砂等による土地の埋立て等事業地質検査報告書

年 月 日

稲敷市長 様

届 出 者 住 所
氏 名 印
電話番号

(法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

地質検査の結果を次のとおり報告します。

事 業 の 許 可	年 月 日 第 号
事 業 の 種 類	
事 業 に 供 す る 区 域 の 位 置	所在地 稲敷市
事 業 に 供 す る 区 域 の 面 積	m ² (うち実施済面積 m ²)
土 砂 等 の 採 取 場 所	別添図面及び現場写真のとおり
地 質 分 析 結 果 証 明 書	別添のとおり

様式第22号(第18条関係)

土地の埋立て等事業実施表示板				
許可年月日 ・許可番号	年	月	日	第 号
埋立等事業内容				
事業区域	稲敷市		番地外	筆
事業期間	自	年	月	日
	至	年	月	日
事業面積			m ²	
事業主住所	氏名			
	連絡先電話番号(昼)		(夜)	
事業施行者住所	氏名			
	連絡先電話番号(昼)		(夜)	
施工管理者住所	氏名			
	連絡先電話番号(昼)		(夜)	

注

- 1 標識の大きさは、縦90センチメートル以上、横90センチメートル以上とすること。
- 2 標識の材質は、合板、鉄板その他の堅牢なものとする。
- 3 標識の色は、白地に黒又は紺字の文字とすること。
- 4 標識の設置に当たっては、市長が指示した箇所に設置し、風などで転倒しないようにすること。

M

様式第23号(第18条関係)

立 ち 入 り 禁 止

この土地については、稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に基づく許可を受けて、現在土砂等の搬入を行っており、危険ですの中に入らないようにしてください。

事業主 住所

氏名

注

- 1 標識の大きさは、縦40センチメートル以上、横60センチメートル以上とすること。
- 2 標識の材質は、合板、鉄板その他の堅牢なものとする。
- 3 標識の色は、白地に黒又は紺字の文字とすること。
- 4 標識の設置に当たっては、市長が指示した箇所に設置し、風などで転倒しないようにすること。

様式第 24 号(第 19 条関係)

土砂等による土地の埋立て等事業廃止（中止）届

年 月 日

稲敷市長 様

届出者 住 所
氏 名 印
電話番号
〔法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

土砂等による土地の埋立て等事業を廃止（中止）したので、次のとおり届け出ます。

事 業 の 許 可	年 月 日 第 号
事 業 の 種 類	
事業に供する区域の位置	所在地 稲敷市
事業に供する区域の面積	m ² （うち実施済面積 m ² ）
事業に使用された土砂等の量	m ³ （うち実施済の量 m ³ ）
事 業 期 間 等	計画期間 年 月 日～ 年 月 日 廃止の期日 年 月 日 (中止期間 年 月 日～ 年 月 日)
事業を廃止した場合は事業に供する区域の構造	別添図面のとおり
事業を中止した場合は、事業に供する区域以外の地域への事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置	別添施行図面のとおり

様式第 25 号(第 20 条関係)

土砂等による土地の埋立て等事業完了届

年 月 日

稲敷市長 様

届出者 住 所
氏 名 印
電話番号
〔法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

土砂等による土地の埋立て等事業が完了したので、次のとおり届け出ます。

事 業 の 許 可	年 月 日 第 号
事 業 の 種 類	
事業に供する区域の位置	所在地 稲敷市
事業に供する区域の面積	m ² (うち完了面積 m ²)
事業に使用された土砂等の量	m ³ (うち完了の量 m ³)
事 業 期 間 等	計画期間 年 月 日～ 年 月 日 完了期日 年 月 日
完了した事業に供する区域の構造	

様式第 26 号(第 20 条関係)

第 号
年 月 日

事業主等 様

稲敷市長 印

土砂等による土地の埋立て等事業完了確認通知書

年 月 日付で、届け出のあった土砂等による土地の埋立て等事業完了届について、稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第20条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

事業名	埋立て・盛土・堆積・一時堆積 事業	
許可番号	第 号	
事業区域の位置	稲敷市	
事業区域の規模	m ²	
完了した許可事業の確認年月日	年 月 日	
完了した許可事業が許可内容に適合しているかの確認欄	<input type="checkbox"/>	条例第13条の許可基準及び条例第14条の許可条件に適合していると認め、事業の完了を確認しました。
	<input type="checkbox"/>	条例第13条の許可基準及び条例第14条の許可条件に適合していないため条例第22条第3項の規定により別紙の内容のとおり必要な措置を講ずること。

別紙

年 月 日付け 第 号で通知した、土砂等による土地の埋立て等事業
完了確認通知書の別紙の内容については、条例第22条第3項の規定により下記のとおり改善
措置を講ずること。

記

様式第 27 号(第 21 条関係)

土砂等による土地の埋立て等事業承継届

年 月 日

稲敷市長 様

承 継 者 住 所
氏 名
電話番号

実印

(法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

土砂等による土地の埋立て等事業を承継したので、次のとおり届け出ます。

事 業 の 許 可	年 月 日 第 号
事業に供する区域の位置	稲敷市
事業に供する区域の面積	m ²
事業に使用される土砂等の量	土砂等の量 m ³
事業の計画期間	年 月 日～ 年 月 日
承継前の事業の許可を受けた者	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
承継の理由	
承継を証する書面	別紙のとおり

土砂等による土地の埋立て等事業停止命令書

様

稲敷市長

印

年 月 日付け 第 号の許可事業について、稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 2 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり事業の停止を命ずる。

事 業 名	
事 業 区 域 の 位 置 及 び 規 模	
該 当 条 項	
事 業 停 止 の 理 由	

備考

(不服申立てに係る教示)

- この処分不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、稲敷市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求することができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内。以下同じ。)に、稲敷市を被告として(訴訟において稲敷市を代表する者は、稲敷市長となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

土砂等による土地の埋立て等事業に係る措置命令書

事業主等 様

稲敷市長 印

稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第25条第2項の規定に基づき、下記のとおり、事業の中止・土砂等の撤去を命ずる。

事業名	埋立て・盛土・堆積・一時堆積 事業
事業区域の位置	稲敷市
事業区域の規模	m ²
該当条項	<input type="checkbox"/> 条例第11条第1項の許可を受けずに事業を行ったことによる処分
	<input type="checkbox"/> 条例第13条第 項の基準に適合しないことによる処分
	<input type="checkbox"/> 条例第14条第2項第 号の規定違反による処分
	<input type="checkbox"/> 条例第16条第1項の許可を受けずに事業を行ったことによる処分 (第 号の許可事業)
事業の中止・土砂等の撤去の理由	
履行期限	年 月 日

備考

(不服申立てに係る教示)

- この処分に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、稲敷市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求することができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内。以下同じ。)に、稲敷市を被告として(訴訟において稲敷市を代表する者は、稲敷市長となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

事業主等 様

稲敷市長 印

土砂等による土地の埋立て等事業
改 善 措 置 命 令 書

年 月 日付け 第 号の許可事業について、稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第25条第1項又は第2項の規定に基づき、下記のとおり事業の改善を命ずる。

記

事業名	埋立て・盛土・堆積・一時堆積 事業
事業区域の位置	稲敷市
事業区域の規模	m ²
該 当 事 項	稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 25 条第 項に該当
改善措置の期限	年 月 日から 年 月 日までに改善措置を行うこと
事業改善内容及び改善措置理由	

備考

(不服申立てに係る教示)

- 1 この処分不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、稲敷市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求することができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内。以下同じ。)に、稲敷市を被告として(訴訟において稲敷市を代表する者は、稲敷市長となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

事業主等 様

稲敷市長 印

土砂等による土地の埋立て等事業許可取消通知書

年 月 日付け第 号で許可した稲敷市土砂等による土地の埋立て等事業について、下記のとおり当該許可を取消したので、この旨通知する。

記

事業の種類	埋立て・盛土・堆積・一時堆積 事業
事業区域の位置	稲敷市
事業区域の規模	m ²
該当条項	稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 26 条第 項に該当
取消しの理由	

備考

(不服申立てに係る教示)

- この処分不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、稲敷市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求することができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内。以下同じ。)に、稲敷市を被告として(訴訟において稲敷市を代表する者は、稲敷市長となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 32 号(第 25 条関係)

土砂等による土地の埋立て等事業内容等報告書

年 月 日

稲敷市長 様

報告者 住所
氏名 印
電話番号
〔法人にあつては主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

土砂等による土地の埋立て等事業の進捗状況・事故の発生について、次のとおり報告します。

事業の許可	年 月 日 第 号
事業の種類	
事業区域の位置	稲敷市
今回の報告に係る期間	年 月 日～ 年 月 日
事業の進捗状況	
事故の内容	

様式第33号(第26条関係)

身 分 証 明 書
(表)

縦5.5cm×横9cm (写真:縦3cm×横2cm)

		第 号	
身 分 証 明 書			
写 真	職 名		
	氏 名		
<p>上記の者は、稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第30条第2項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。</p>			
年 月 日			
稲敷市長			印

(裏)

稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 (抜すい)	
(立入検査)	
第30条 市長は、この条例に必要な事項において、その職員をして、事業主等の事務所若しくは事業所又は事業区域の土地若しくは建物に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。	
2 前項の規定により立入検査をする職員は、規則に定める身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。	

土地所有者 様

土砂等による土地の埋立て等事業
改 善 勸 告 書

年 月 日付け 第 号の許可事業について、稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第33条第1項又は第2項の規定に基づき、下記のとおり事業の改善を勧告する。

記

事業名	埋立て・盛土・堆積・一時堆積 事業
事業区域の位置	稲敷市
事業区域の規模	m ²
該 当 事 項	稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 33 条第 項に該当
改善措置の期限	年 月 日から 年 月 日までに改善措置を行うこと
事業改善内容及び改善措置理由	

備考

(不服申立てに係る教示)

- この処分不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、稲敷市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求することができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内。以下同じ。)に、稲敷市を被告として(訴訟において稲敷市を代表する者は、稲敷市長となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。